

令和6年5月1日

各 位

各種ご融資完済時における契約書類のご返却方法変更について

大阪協栄信用組合

平素は大阪協栄信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

大阪協栄信用組合では令和6年5月1日以降の各種ご融資ご完済分から、「金銭消費貸借証書」、「変更契約証書」などの契約書類一式については、ご希望があった場合のみご返送するお取り扱いへ変更いたします。契約書類一式のご返却をご希望される場合は、ご完済から5年以内にお取引店にお申し出ください。

また、ご返却のお申し出がなかった場合には、当組合にて一定期間保管後、廃棄いたします。

今後とも一層のサービス向上に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以 上